第 23 回 支部総会議案書

平成 27 年 6 月 1 日（月）

大阪科学技術センター　8F 小ホール

公益社団法人 日本コンクリート工学会

近　畿　支　部

総　会　次　第

1. はじめに
　出席者数確認（委任状含む）

2. 開会挨拶
　近畿支部 支部長

3. 議長選出

4. 議　事

4.1 議事録記録者、議事録署名人選任

4.2 決議事項

第 1 号議案　「近畿支部規程」の改正に関する件 …… 2

第 2 号議案　支部役員の選任に関する件 …… 7

4.3 報告事項

(1) 平成 26 年度 事業報告および収支決算について …… 9

(2) 平成 27 年度 事業計画および収支予算について …… 16

(3) 平成 26 年度表彰について …… 19

(4) 業務委託契約更新について …… 20

(5) 支部ホームページの刷新について …… 24

(6) 会員数の推移について …… 25

(7) 本部からの報告について …… 26

【決議事項】

第１号議案　「近畿支部規程」の改正に関する件

「日本コンクリート工学会 近畿支部規程」（以下、「支部規程」という。）の主な改正点は以下のとおりである。

① 日本コンクリート工学会本部より、各支部の規程における支部役員の選出・選任に係わる記述の統一や支部長の選出・選任に係わる記述の統一の要請があった。それに伴い、第５条第１項の「支部役員会で候補者を選出し、支部総会の決議を得て、理事会で選任する。」を「支部役員会で候補者を選出し、支部総会で選任の上、理事会で承認する。」に修正することとしたい。

② 第９条第２項　(2)「支部長候補者の選出」を「支部長候補者の選任」に修正することとしたい。

③ 第10条第３項　「支部役員会は，支部長，幹事及び常任委員の総数の過半数の出席をもって成立し，出席者の過半数の賛成で議決する。」を「支部役員会は，支部長，幹事長，幹事及び常任委員の総数の過半数の出席をもって成立し，出席者の過半数の賛成で議決する。」に修正することとしたい。これは、昨年度の修正における修正漏れである。

④ その他記述の統一の要請に従い、(附則)　「1．本規程は、平成26年６月１日から実施する。」を「1．本規程は、平成27年６月10日から施行する。」に修正することとしたい。

以上４箇所の支部規程の改正を行うものである。なお、支部規程の改正は、「日本コンクリート工学会規則」第35条に基づき本部理事会の承認が必要となる。

支部規程の改正案を資料１に示す。

（資料 1）

公益社団法人日本コンクリート工学会近畿支部規程（案）

平成 23 年 5 月 20 日 制定
平成 26 年 5 月 20 日 改正
平成 27 年 6 月 10 日 改正

（目的）

第 1 条　本規程は，公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）定款（以下「定款」という。）及び本学会規則（以下「規則」という。）に定める目的及び事業に準拠して，近畿支部（以下「支部」という。）における会務運営についての基準を定めることを目的とする。

（支部会員）

第 2 条　支部は定款第 51 条別表に定める地区に在職する会員をもって組織する。ただし，非在職者にあっては，同地区内に在住する会員，また，学生会員にあっては，同地区内に所在する学校に通学する会員とする。

（事業）

第 3 条　支部は，定款第 51 条別表に定める地区内に於いて，定款第 4 条に定める本学会の事業のうち次の事業を行う。

(1) コンクリートに関する調査研究
(2) コンクリートに関する研究成果の普及
(3) 研究報告及び資料の刊行
(4) 講演会，講習会及び研究会の開催
(5) 情報の収集，紹介及び交換
(6) コンクリートに関する表彰，奨励
(7) コンクリートに関する啓発及び広報活動
(8) 国内外のコンクリートに関する組織への参加及びその活動に対する協力
(9) コンクリートに関する技術向上をはかるための資格付与と教育
(10) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

（支部役員）

第 4 条　支部に次の役員を置く。

(1) 支 部 長　　1 名
(2) 幹 事 長　　1 名
(3) 幹　　事　　10 名以内
(4) 常任委員　　40 名以内
(5) 支部監事　　2 名以内

（支部役員の選出・選任）

第 5 条　支部長は，規則第 34 条第 2 項の規定に基づき，支部に所属する会員から支部役員会で候補者を選出し，支部総会で選任の上，理事会で承認する。　（修正）

（旧）支部長は，規則第 34 条第 2 項の規定に基づき，支部に所属する会員から支部役員会で候補者を選出し，支部総会の決議を得て理事会で選任する。

2. 幹事長，幹事，常任委員及び支部監事は支部役員会で候補者を選出し，支部総会で選任する。
3. 支部長が欠けたときは，補充者を選任する。この場合，その選任については第 1 項の規定による。
4. 支部長以外の支部役員が欠けたときは，補充者を支部役員会で選任することができる。

（支部役員の任期）

第 6 条　支部役員の任期は，原則として 2 年とする。ただし，再任を妨げない。

(1) 支 部 長　　2 年
(2) 幹 事 長　　2 年
(3) 幹　　事　　2 年
(4) 常任委員　　2 年
(5) 支部監事　　2 年

2. 任期の始期は，支部総会の翌日からとする。ただし，任期満了後でも，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
3. 前条第 3 項及び第 4 項に基づき選任された補充者の任期は，前任者の残余の期間とする。

（支部役員の職務）

第 7 条　支部役員は次の職務を行う。

(1) 支 部 長　支部を代表し，支部会務を総括する。
(2) 幹 事 長　幹事会を取りまとめ，支部長に事故あるときは，その職務を代行する。
(3) 幹　　事　支部長及び幹事長を補佐し支部会務を処理する。
(4) 常任委員　支部役員会を構成し，第 10 条に定める事項について決議するとともに，支部会務を処理する。
(5) 支部監事　支部の役員の職務執行並びに会計を監査し，その結果を支部役員会及び支部総会に報告する。

（顧問）

第 8 条　支部に顧問を置くことができる。顧問は，支部役員会に出席し，支部運営について意見を述べることができる。

2.　顧問の任期は，原則として 2 年とし，再任を妨げない。

3.　顧問は支部役員会で選任する。

（支部総会）

第 9 条　支部長は，毎年定時社員総会前に支部総会を招集し，また，必要に応じ臨時支部総会を招集する。

2.　支部総会は次の事項について決議する。

(1) 支部規程の改正

ただし，支部規程の改正は第 15 条に定める手続きによる。

(2) 支部長候補者の<u>選任</u>　**（修正）**

（旧）　支部長候補者の選出

(3) 幹事長，幹事，常任委員及び支部監事の選任

(4) その他支部役員会で必要と認めた事項

3.　支部総会は，支部会員の 10 分の 1 以上の出席をもって成立し，出席者の過半数で議決する。ただし，委任状を提出したものについては，出席者とみなす。

（支部役員会）

第 10 条 支部長は支部役員を招集し，支部役員会の議長となる。

2.　支部役員会は次の事項について決議する。

(1) 支部の事業報告及び収支決算

(2) 支部の事業計画及び収支予算

(3) 支部の規程類の制定及び改正

(4) 支部役員候補者の選出

(5) 顧問の選任

(6) 支部選出選挙管理委員の選任

(7) 代議員選挙規則に基づく代議員候補者の推薦

(8) 支部表彰の受賞者

(9) その他支部運営に必要な事項

3.　支部役員会は，支部長，<u>幹事長，</u>幹事及び常任委員の総数の過半数の出席をもって成立し，出席者の過半数の賛成で議決する。ただし，委任状を提出したものについては，出席者とみなす。　**（追加）**

（支部委員会）

第 11 条 第 3 条の事業を行うため，必要があるときは支部に委員会を設けることができる。

（事務局及び職員）

第 12 条 支部会務を遂行するため支部に事務局を設け，支部出納管理者を含む有給の職員を置く。

2. 前項の規定による支部出納管理者並びに職員は，支部長が選任する。
3. 前項の規定による支部出納管理者は，規則第 40 条の規定により，理事会の承認を得るものとする。
4. 事務所は近畿地区内に置く。

（支部会計）

第 13 条 支部の経費としては，本部からの交付金，行事参加費，その他を充てる。

2. 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 支部会計は支部監事の会計監査を受けなければならない。

（報告）

第 14 条 支部は，毎年 2 月末日までに翌事業年度分の事業計画及び収支予算を会長に報告する。

2. 支部は，支部総会終了後速やかに前事業年度の事業及び決算の報告並びに財産目録を会長に報告する。
3. 支部は，毎月所定の様式により，資金の出納実績を本部へ報告する。

（規程の改正）

第 15 条 この規程は，支部総会の決議を経て，規則第 35 条の規定により，理事会の承認を得て改正することができる。

（附則）

1. 本規程は，平成 27 年 6 月 10 日から施行する。 **（修正）**

（旧） 本規程は，平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

第 2 号議案　支部役員の選任に関する件

平成 27 年度支部総会は役員改選期にあたっている。さらなる支部活性化等を目指し、以下のとおり支部長、幹事長、幹事、常任委員、支部監事の選任を行うこととしたい。

① 支部長については、建築系統からの選出とし、京都大学西山峰広教授を選任する。なお、支部長は本部規則 34 条の定めにより、理事会の承認を以って決定となる。

② 幹事長については､組織運営の円滑化のために､京都大学谷昌典准教授を選任する。

③ これまで幹事長として活躍していただいた大阪工業大学井上晋教授は、幹事として選任するとともに、他の幹事は再任する。

④ 常任委員の改選については、必要により交代、再任を行い、全員が「総務委員会」、「広報委員会」､「調査研究委員会」のいずれかで支部活性化の取り組みを継続して行う。また、増員する常任委員については、若返りや業種間のバランスにも配慮して選任する。

⑤ 支部監事については、2 名を再任する。

以上のことから、支部長、幹事長、幹事、常任委員および支部監事について、以下の候補者を選任することとしたい。

なお、今回選任される全役員の任期については、平成 29 年度の支部総会までの 2 年となる。

H27、H28 年度役員等候補者				
1	支部長	西山　峰広	京都大学	新任
1	幹事長	谷　　昌典	京都大学	新任
1	幹事	井上　晋	大阪工業大学	新任
2	幹事	大谷　恭弘	神戸大学	再任
3	幹事	倉本　洋	大阪大学	再任
4	幹事	鶴田　浩章	関西大学	再任
5	幹事	服部　篤史	京都大学	再任
6	幹事	森川　英典	神戸大学	再任
1	常任委員	赤井　智明	近畿日本鉄道（株）	新任
2	常任委員	今村　りえ	中央復建コンサルタンツ(株)	再任
3	常任委員	岩清水　隆	(株)竹中工務店	再任
4	常任委員	岡本　亨久	立命館大学	再任
5	常任委員	奥立　稔	(株)大林組	再任
6	常任委員	鎌田　敏郎	大阪大学	再任
7	常任委員	岸本　一蔵	近畿大学	再任
8	常任委員	久保田　麻里子	(株)奥村組	再任
9	常任委員	熊野　知司	摂南大学	再任

10	常任委員	後藤　英仁	太平洋セメント(株)	再任
11	常任委員	橋野　哲郎	(株)ピーエス三菱	再任
12	常任委員	佐伯　奈都美	ｼﾞｪｲｱｰﾙ西日本ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ(株)	再任
13	常任委員	高見　新一	大阪産業大学	再任
14	常任委員	髙森　太郎	清水建設(株)	新任
15	常任委員	武田　字浦	明石工業高等専門学校	再任
16	常任委員	田邊　太一	(株)鴻池組	新任
17	常任委員	玉石　竜介	花王(株)	再任
18	常任委員	辻村　隆	(株)CORE 技術研究所	再任
19	常任委員	内藤　雅文	鹿島建設(株)	再任
20	常任委員	長岡　誠一	(株)中研コンサルタント	再任
21	常任委員	中村　士郎	住友大阪セメント(株)	再任
22	常任委員	中村　規夫	宇部三菱セメント(株)	再任
23	常任委員	永山　勝	(一財)日本建築総合試験所	再任
24	常任委員	西﨑　丈能	大阪ガス(株)	再任
25	常任委員	福永　靖雄	西日本高速道路(株)	再任
26	常任委員	藤本　泰久	大阪兵庫生コンクリート工業組合	再任
27	常任委員	麓　隆行	近畿大学	再任
28	常任委員	松倉　隼人	BASF ジャパン(株)	再任
29	常任委員	松本　茂	阪神高速技研(株)	再任
30	常任委員	南川　真介	大阪市交通局	新任
31	常任委員	村田　一郎	(株)レールテック	再任
32	常任委員	室田　敬	三井住友建設(株)	再任
33	常任委員	山﨑　英一	大成建設(株)	再任
34	常任委員	山﨑　順二	(株)淺沼組	再任
1	支部監事	河野　広隆	京都大学	再任
2	支部監事	葛目　和宏	(株)国際建設技術研究所	再任
	【参考】			
	出納管理者	伊藤　勝人	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	
	顧問	田中　仁史	京都大学	新任
	顧問	松田　好史	西日本旅客鉄道（株）	新任
	顧問	宮川　豊章	京都大学	新任

【報告事項】

1. 平成 26 年度 事業報告および収支決算について

事　業　報　告

（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

平成 26 年度は、支部活性化に向けて、各委員会（総務、広報行事、調査研究）が組織だって実質的な活動を開始し、会員や市民への情報発信に努めるとともに、さまざまな機会を利用して委員相互の交流を深めることを目指した。総務委員会では、支部運営に関わる横断的な事柄を統括し、自主的な運営を定着させることを推進し、委員会を 3 回（他にメール会議 1 回）開催した。広報行事委員会では、会員、市民、親子を対象にした行事を実施し、ホームページを更新して情報発信や交流を行うことを目指し、委員会を 4 回開催した。また、女性コンクリート技術者向けサイトの立ち上げのための検討などを行い、平成 27 年度からの活動展開に向けた諸準備を進めた。調査研究委員会では、研究専門委員会の運営と表彰等の選考を行った。

(1) 役員会

1) 第 1 回

開 催 日：平成 26 年 5 月 13 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター　6 階会議室

2) 第 2 回

開 催 日：平成 26 年 6 月 17 日（火）

場　　所：西日本旅客鉄道株式会社　大阪工事事務所　２Ｆ会議室

3) 第 3 回

開 催 日：平成 26 年 12 月 1 日（月）

場　　所：西日本旅客鉄道株式会社　大阪工事事務所　２Ｆ会議室

4) 第 4 回

開 催 日：平成 27 年 3 月 11 日（水）

場　　所：西日本旅客鉄道株式会社　大阪工事事務所　２Ｆ会議室

(2) 通常総会

開 催 日：平成 26 年 5 月 13 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター 8F 小ホール

出席会員：397 名（委任状含む）

(3) 講演会およびセミナー

1) 特別講演会

開 催 日：平成 26 年 5 月 13 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター 8F 小ホール

講演題目：「大量のフライアッシュをどう使っていくか」

講　　師：㈱関電パワーテック　大前　延夫　氏

2) セメント・コンクリート関西発表会 2014（共催：コンクリート研究会）

開 催 日：平成 26 年 10 月 21 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター　4 階　401 号室

(4) 見学会

1) 親子見学会

開 催 日：平成 26 年 7 月 28 日（月）

場　　所：和歌山市　花王（株）和歌山工場内
花王エコテクノロジーリサーチセンター

参 加 者：27 名

2) シールドトンネル現場見学会

開 催 日：平成 26 年 11 月 11 日（火）

場　　所：阪神高速道路大和川線 鹿島・飛島ＪＶ工区

参 加 者：16 名

3) セメント工場見学会（共催：コンクリート研究会）

開 催 日：平成 26 年 12 月 4 日（木）

場　　所：住友大阪セメント(株)赤穂工場

参 加 者：17 名

(5) 研究専門委員会等

1) 若手研究プロジェクト推進 WG

平成 24 年度に「若手研究者・技術者を対象とした研究プロジェクト」が発足し、当 WG において、比較的若い世代の研究者や技術者の参画を得て、研究プロジェクトのテーマ設定や推進を目的とした活動を開始した。

これまでの活動において、「自然災害と減災」という研究テーマに関連する他分野の研究者、技術者を招き、4 回にわたる連続講演会を開催し、多くの会員の参加を得た。平成 26 年度においては、WG 委員が中心となって、若手会員が継続的に活動できる研究テーマ設定を複数選択し、会員の参加を募るという方向で活動を行った。

a)WG 委員

氏　名	所　属	分　野
倉本　　洋	大阪大学	建築（世話役）
森川　英典	神戸大学	土木（世話役）
市岡　有香子	(一財)日本建築総合試験所	建築
内田　慎哉	立命館大学	土木
大島　義信	京都大学	土木
川﨑　佑磨	立命館大学	土木
吉敷　祥一	大阪工業大学	建築
坂下　雅信	京都大学	建築
真田　靖士	大阪大学	建築
藤永　　隆	神戸大学	建築
麓　　隆行	近畿大学	土木
三方　康弘	大阪工業大学	土木
三木　朋広	神戸大学	土木
山本　貴士	京都大学	土木
湯淺　康史	西日本旅客鉄道(株)	土木
吉田　夏樹	(一財)日本建築総合試験所	建築

b)活動報告

・委員会開催（10 回）

第 8 回（平成 26 年度第 1 回）：平成 26 年 4 月 7 日（月）18 時 00 分～19 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社　会議室

第 9 回（平成 26 年度第 2 回）：平成 26 年 5 月 21 日（水）17 時 30 分～19 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 10 回(平成 26 年度第 3 回）：平成 26 年 6 月 18 日（水）17 時 30 分～20 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 11 回（平成 26 年度第 4 回）：平成 26 年 7 月 2 日（水）17 時 30 分～20 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 12 回(平成 26 年度第 5 回）：平成 26 年 8 月 20 日（水）17 時 30 分～20 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 13 回（平成 26 年度第 6 回）：平成 26 年 9 月 4 日（木）17 時 30 分～20 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 14 回(平成 26 年度第 7 回）：平成 26 年 10 月 1 日（水）17 時 30 分～20 時 00 分
西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 15 回(平成 26 年度第 8 回）：平成 26 年 11 月 17 日（月）17 時 30 分～20 時 00 分

西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 16 回(平成 26 年度第 9 回)：平成 26 年 12 月 10 日(水）16 時 00 分～20 時 00 分

西日本旅客鉄道株式会社 会議室

第 17 回(平成 26 年度第 10 回)：平成 27 年 2 月 12 日（木）17 時 30 分～19 時 00 分

西日本旅客鉄道株式会社 会議室

得られた成果については、平成27年6月8日(月)大阪大学中之島センターでシンポジウムを開催し広く情報発信する予定である。

2) 暑中コンクリート工事の現状と対策に関する研究専門委員会

委 員 長：服部　篤史（京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻）

活動期間：平成26～27年度の2年間

活動内容：昨今の地球温暖化の影響も相まって、夏季には外気温が38℃にまで上昇することも観測されている。コンクリート工事については、土木学会2012年制定コンクリート標準示方書[施工編]や建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事2009で、日平均気温が25℃を超える時期に施工することが想定される場合に「暑中コンクリート」としての施工を行うことを標準とする旨が記されている。また、打込み時のコンクリート温度を35℃以下とすることが標準（あるいは原則）と規定している。

しかし、生コン製造者も施工者も、費用対効果の面で有効な対策がなかったり、施工条件によっては35℃以下という規定を満足することが難しくなる場合がある。

これに対し日本建築学会近畿支部では、全国的にみても厳しい暑中環境となる近畿、特に大阪地区を対象に、しかるべき理由付けにより35℃という上限値を変更できないかとの考えをベースに、大阪広域生コンクリート共同組合と共同で、不具合防止対策について検討を行い、2013年5月に「暑中コンクリート工事における対策マニュアル」をまとめた。しかし、スランプの小さい土木配合のコンクリートやマスコンとなる場合については十分な検討がなされていないのが現状である。

そこで、提案する研究専門委員会では、建築学会近畿支部の報告を参考に、土木配合あるいは土木構造物（鉄道、道路、電力・ガス、港湾など）に着目し、その暑中コンクリートの問題点、対策事例、近畿地方に特別な事項、などを施工編やJASS5を背景として整理し、生コン製造者、施工者、コンサルタントに解説・提案することを目的として、活動準備を行った。

(6) 収支決算

1) 貸借対照表

平成 27 年 3 月 31 日現在

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
資産		負債	
Ⅰ 流動資産		Ⅰ 流動負債	
1. 現金		1. 預り金	
2. 普通預金	7,246,339	2. 未払金	
3. 当座預金			
4. 定期預金			
5. 未収金		資本	
		Ⅰ 出資金	
		Ⅱ 剰余金	
		1. 前期繰越金	7,487,438
		2. 当期損益	- 241,099
計	7,246,339	計	7,246,339

※普通預金　三菱東京 UFJ 銀行新大阪駅前支店

2) 平成 26 年度 一般正味財産増減計算書

（単位：円）

平成２６年度一般正味財産増減計算書				
平成26年4月1日から平成27年3月31日				
	科　　目	当年度	前年度	増減
1.	経常収益			
（1）	本部交付金	1,852,480	1,812,360	40,120
（2）	総会懇親会費	180,000	150,000	30,000
（3）	雑収益			
	①預金利息	1,673	1,687	-14
	②見学会参加費収入	2,700	0	2,700
	小計	4,373	1,687	2,686
	経常収益合計(A)	2,036,853	1,964,047	72,806
2.	経常費用			
（1）	事業費			
1）	H26年度研究委員会活動費（新規公募分）	0	0	0
2）	若手研究プロジェクト推進ＷＧ活動費	77,000	990,469	-913,469
3）	H20年度研究委員会活動費	0	15,750	-15,750
4）	支部活性化事業費（３委員会）	400,225	57,500	342,725
5）	関係団体共催費	207,860	316,225	-108,365
6）	総会・特別講演会費	445,909	403,680	42,229
7）	予備費	0	0	0
	事業費合計(a)	1,130,994	1,783,624	-652,630
（2）	管理費			
1）	事務委託費（人件費含む）	777,600	730,000	47,600
2）	会議費（役員会）	128,398	124,078	4,320
3）	事務費			
	①通信費	76,196	71,555	4,641
	②旅費交通費	4,380	5,550	-1,170
	③事務所費	129,600	125,000	4,600
	④会議費	0	0	0
	⑤消耗品費	24,844	87,569	-62,725
	⑥雑費	5,940	19,690	-13,750
	⑦予備費	0	132,675	-132,675
	小計	240,960	442,039	-201,079
	管理費合計(b)	1,146,958	1,296,117	-149,159
	経常費用合計(B=a+b)	2,277,952	3,079,741	-801,789
	当期正味財産増減額(C=A-B)	-241,099	-1,115,694	874,595
	正味財産期首残高(D)	7,487,438	8,603,132	-1,115,694
	正味財産期末残高(C+D)	7,246,339	7,487,438	-241,099

3) 監査報告書

平成 27 年 4 月 20 日

監 査 報 告 書

公益社団法人　日本コンクリート工学会近畿支部
支部長　松田　好史　殿

公益社団法人　日本コンクリート工学会近畿支部

支部監事　河野広隆

支部監事　葛目和宏

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度における会計および業務の監査を行い、適正に執行されていたことを認めます。

以上

2. 平成 27 年度 事業計画および収支予算について

事　業　計　画

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

平成 27 年度は、新支部長のもと、さらなる支部活性化に向けて各委員会（総務、広報行事、調査研究）が自立的な活動を推進する年度とする。

(1) 役員会・委員会・WG

適宜実施

(2) 通常総会

開 催 日：平成 27 年 6 月 1 日(月)

場　　所：大阪科学技術センター 8F 小ホール

(3) 講演会およびセミナー

1) 特別講演会

開 催 日：平成 27 年 6 月 1 日(月)

場　　所：大阪科学技術センター

講演題目：「暑中における受入れ時のコンクリート温度について」

講　　師：(株)竹中工務店　　岩清水　隆　氏

2) 若手研究プロジェクト推進 WG シンポジウム

開 催 日：平成 27 年 6 月 8 日（月）

場　　所：大阪大学中之島センター会議室

3) セメント・コンクリート関西発表会 2015 （共催：コンクリート研究会）

開 催 日：平成 27 年 10 月 28 日（水）

場　　所：大阪科学技術センター

(4) 見学会

1) 現場見学会（共催：コンクリート研究会）

開 催 日：平成 27 年　秋

場　　所：未定

2) 現場見学会

開 催 日：平成 27 年 11 月

場　　所：紀北西道路雄ノ山高架橋（和歌山市）

(5) 子供向け体験学習

開 催 日：平成 27 年 10 月 4 日(日)

場　　所：バンドー神戸青少年科学館

(6) 研究専門委員会等

1) 暑中コンクリート工事の現状と対策に関する研究専門委員会

委 員 長：服部　篤史（京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻）

活動年度：平成 26～27 年度

(7) 表彰事業

公募により支部奨励賞 3 件程度を選考のうえ、表彰事業を実施する。

(8) 収支予算

（単位：円）

平成２７年度収支予算（案）				
平成27年4月1日から平成28年3月31日				
	科　　目	H27年度予算	前年度予算	増減
1.	経常収益			
（1）	本部交付金	1,800,000	1,800,000	0
（2）	総会懇親会費	144,000	150,000	-6,000
（3）	雑収益			
	①預金利息	2,000	2,000	0
	小計	2,000	2,000	0
	経常収益合計(A)	1,946,000	1,952,000	-6,000
2.	経常費用			
（1）	事業費			
1）	研究委員会活動費	600,000	300,000	300,000
2）	若手研究プロジェクト推進WG活動費	50,000	300,000	-250,000
3）	支部活性化事業費	720,000	500,000	220,000
4）	関係団体共催費	250,000	250,000	0
5）	総会・特別講演会費	450,000	400,000	50,000
6）	予備費	0	100,000	-100,000
	事業費合計(a)	2,070,000	1,850,000	220,000
（2）	管理費			
1）	事務委託費（人件費含む）	670,000	777,600	-107,600
2）	会議費	100,000	100,000	0
3）	事務費			
	①通信費	80,000	80,000	0
	②旅費交通費	30,000	30,000	0
	③事務所費	130,000	129,600	400
	④会議費	0	0	0
	⑤消耗費	20,000	20,000	0
	⑥雑費	15,000	15,000	0
	⑦予備費	0	0	0
	小計	275,000	274,600	400
	管理費合計(b)	1,045,000	1,152,200	-107,200
	経常費用合計(B=a+b)	3,115,000	3,002,200	112,800
	当期正味財産増減額(C=A-B)	-1,169,000	-1,050,200	-118,800
	正味財産期首残高(D)	7,246,339	7,487,438	-241,099
	正味財産期末残高(C+D)	6,077,339	6,437,238	-359,899

3. 平成 26 年度表彰について

総務委員会で「近畿支部奨励賞」の応募スケジュール等を検討のうえ、コンクリート工学誌に会告を掲載して募集を行い、2014 年 12 月 22 日(月)に締め切ったところ、3 件の応募があった。その後、調査研究委員会において、表彰内規および表彰細則に則り審査を行い、応募資格および審査基準（独創性、萌芽性及び将来性）に対する評価点について審議を行った。その結果として、受賞候補の選考経過ならびに決定理由が支部役員会に報告され、3 件の応募者を表彰候補とすることが決定した。表彰候補は以下の 3 名である（受付順）。

・上田　尚史　氏（関西大学）
「マトリクスと繊維の違いが FRCC はりのせん断破壊挙動に及ぼす影響に関する実験的研究」、コンクリート工学年次論文集、Vol.36、No.2、pp.1147-1152、2014.6

・三木　朋広　氏（神戸大学）
「アルカリシリカ反応によりひび割れが生じたコンクリートの圧縮破壊挙動に関する研究」、コンクリート工学年次論文集、Vol.36、No.2、pp.73-78、2014.6

・吉田　夏樹　氏（(一財)日本建築総合試験所）
「硫酸および硫酸塩によるコンクリートの化学的侵食に関する一考察」、コンクリート工学年次論文集、Vol.35、No.1、pp.715-720、2013.7

4. 業務委託契約更新について

業務委託契約の更新に当たり、PC 建設業協会関西支部と以下の内容で事前協議を行った結果、内諾を得られたので、別添のとおり契約を更新した。

業務委託契約書

公益社団法人日本コンクリート工学会近畿支部（以下「甲」という）と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部（以下「乙」という）とは、次の通り業務委託契約を締結する。

第１条（委託業務の内容）

甲は、以下の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1） 総会・役員会・幹事会の開催に関する諸業務（会場の選定・設営、招集通知の作成・印刷・発送、交通費の支払い事務等を含む。）

（2） 研究委員会、講演会、講習会、見学会等の研究・技術に関連する行事の開催に関する諸業務 （会場の選定・設営、招集通知の作成・資料の印刷・発送、交通費の支払い事務等を含む。）

（3） 会計管理のための準備及び補助業務

（4） 決算報告書、収支予算書及び関連書類の作成のための準備及び補助業務

（5） その他、甲乙双方協議の上、合意した業務

２ 甲は、本件業務の遂行に際し必要があるときは、乙に対し、本件業務の進捗状況などについて報告を求めることができる。

第２条（善管注意義務）

乙は、本件業務を甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

第３条（業務の委託料等）

甲は乙に対し、第１条の業務委託料及び事務所等使用料、事務所等使用に伴う水光熱費等の合計額として月額 60,000 円（消費税を別途加算する）を支払うものとし、毎年４月１日から９月末日までの６ヶ月分を 10 月末日までに、また 10 月１日～3 月末日までの６ヶ月分を４月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込んで支払う。 なお、平成 25 年度に関しては、同年６月１日から９月末日までの４ヶ月分を 10 月末日までに支払う。

ただし、コピー代金については、別途定めた金額を上記委託料等の支払のときに、上記金額に加算して支払う。

２ 乙が本件業務の遂行にあたり前項の委託料を超える特別の経費を要した場合、事前に甲の承諾を得たときに限り、甲は乙に対し、承諾した範囲の費用を支払うものとする。

第４条（業務の実施）

乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本契約上の業務を中止することはできない。

第５条（秘密保持）

甲及び乙が本件業務を実施するに当たり知り得た相手方の業務に関する秘密事項は、この契約の有効期限内はもちろん、契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。甲又は乙がこれに違反したことにより相手方が損害を被った場合には、相手方に対し全損害を賠償しなければならない。

第６条　（著作権の帰属）

本件業務に係わる著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

第７条　（第三者の権利侵害）

乙は、本件業務の遂行過程において甲に提供する業務関連資料が第三者の著作権、肖像権、特許権、及びその他一切の権利を侵害していないことを保証する。

第８条　（契約解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

（１）本契約に違反したとき

（２）手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき

（３）仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき

（４）破産、民事再生、解散等の手続の申立てを受けたとき又は自ら申立てをしたとき

（５）その他各号に類する不信用な事実があるとき

第９条　（契約期間）

本契約の有効期間は、平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。ただし、期間満了前に両者で協議して合意した条件で本契約を更新することができるものとする。

第１０条　（紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、各自記名捺印の上、それぞれその１通を保有する。

以上

平成 27 年 5 月 25 日

甲　住所：大阪府大阪市淀川区西中島六丁目２－３
チサンマンション第７新大阪 309 号

公益社団法人日本コンクリート工学会
近畿支部
代表者　近畿支部長　松田好史

乙　住所：大阪府大阪市淀川区西中島六丁目２－３
チサンマンション第７新大阪 309 号

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
関西支部
代表者　関西支部長　川原利朗

確認書

公益社団法人日本コンクリート工学会近畿支部（以下「甲」という）と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部（以下「乙」という）とは、業務委託契約書締結に際し、相互信頼に基づき次の通り確認する。

第１条（業務の委託料等）

甲が実施する支部活動業務及び甲が委託する運営業務を、それぞれ円滑に遂行するために、甲は乙の了解を得た上で、乙の管理する会議室及び事務機器（机、椅子、コピー機、ＦＡＸ等）を使用できるものとする。これらの使用料は、業務委託契約書第３条に定める委託料等の合計額に含まれるものとする。

２　業務委託契約書第３条に定めるコピー代金は、コピー用紙およびトナーの実費相当額とする。ただし、甲がコピー用紙およびトナーを購入の上、持ち込んだ場合は、コピー代金は業務委託契約書第３条に定める委託料の合計額に含まれるものとする。

以上

平成 27 年 5 月 25 日

甲　住所：大阪府大阪市淀川区西中島六丁目２－３
チサンマンション第７新大阪 309 号

公益社団法人日本コンクリート工学会
近畿支部
代表者　近畿支部長　松田好史

乙　住所：大阪府大阪市淀川区西中島六丁目２－３
チサンマンション第７新大阪 309 号

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
関西支部
代表者　関西支部長　川原利朗

5. 支部ホームページの刷新について

近畿支部ホームページ（以下、HP）の刷新については、外部サーバーを利用することとして検討した結果、あいウエア(株)に委託することとして、新しい HP の設計に着手した。しかし、女性コンクリート技術者を中心とした交流の場『コンクリートと私』の企画の進捗にあわせ、修正が生じたことから、HP 公開の予定が大幅に遅れ、H27 年 3 月末に骨格を確定させるにとどまった。H27 年 5 月末から URL（http://jci-kinki.org/）で運用を開始したところである。

なお、HP を活用した支部活性化のためには、会員から積極的に情報提供ならびに参画していただくことが望ましいので、広報行事委員会への情報提供等をお願いするところである。

6. 会員数の推移について

年度	個人会員			団体会員						合 計	備 考
				第１種	第２種				小 計		
	正	学生	小 計		１級	２級	３級	４級			
H13			996						41	1,037	近畿支部の記録
H14			994						51	1,045	
H15			992						36	1,028	
H16										1,021	
H17										981	
H18										978	
H19										944	
H20										925	
H21											
H22			895						36	931	
H23	789	22	811	5	0	0	4	27	36	847	本部照会
H24	739	38	777	5	0	0	3	30	38	815	
H25	710	35	745	5	0	0	3	32	40	785	
H26	686	51	737	4	0	0	3	35	42	779	

※ H23、H24、H25、H26 年度は、各年度末現在の会員数

7. 本部からの報告について

関係する事項のみを抜粋して、以下に記載する。

(1)平成 26 年 6 月 11 日（水）

臨時理事会

・三橋博三会長，小川賢治副会長，芳村学副会長を選任

(2)平成 26 年 7 月 7 日（月）

７月定例理事会

・コンクリート診断士試験受験申込者数　　6,315 名（対前年 232 名減）

・コンクリート技士研修会受講申込者数　　8,777 名（対前年 198 名減）

(3)平成 26 年 8 月 27 日（水）

８月定例理事会

・コンクリート診断士試験合格者　　合格者 790 名（合格率 15.8%）

・8 月 1 日現在の会員数　　7,231 名（前年同日比 146 名減）

・「コンクリートにおける未利用資源の利用拡大に関する特別委員会」の設置と委員構成が認められた。

(4)平成 26 年 10 月 29 日（水）

１０月定例理事会

・平成 26 年度上期損益は前年対比で 580 万円の減益であるが，前々年対比では 5,890 万円の増益であること，また，上期末時点で見えつつある事業単位での損益が，年次大会・テクノプラザ，診断士試験および技士試験の 3 事業の概算で対予算約 2,000 万円の好転見通しにあることから，平成 26 年度損益は予算損益より上振れとなる可能性があり，今後の損益動向によっては，公益認定基準（財務基準）の遊休財産額保有制限に適合するための対策の検討を要する。

・コンクリート技士研修会受講者数　　8,484 名（対前年 187 名減）

・JCI 創立 50 周年記念事業：JCI 紹介 DVD，教育 DVD，新技術 DVD

・平成 24 年度より実施している研究専門委員会年間予算額の 15%削減措置は，収支改善がなされてきたことから平成 27 年度予算より削減措置を中止し，従前の予算額に復元する。

・規準・指針の制定／改正に関する規定の改正

JCI 規準「日本コンクリート工学会が定めたコンクリートに関する試験方法や品質に関する規準。コンクリートに関する材料の（以下略）」を「日本コンクリート工学会が定めたコンクリートに関する材料の（以下略）」に修正する。

また，規定の適用範囲として「この場合は，JCI 規準・JCI 指針として承認されたものではないことを適切な箇所に明記する」

(5)平成 26 年 12 月 17 日（水）

臨時理事会

・コンクリート診断士制度規則とコンクリート技士制度規則改正について，資格登録に係る欠格条項の追加，資格の剥奪及び資格審査会に関する条項の新設

・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録」の申請について，日本コンクリート工学会からは，コンクリート診断士を橋梁（コンクリート橋）の点検と診断，トンネルの点検と診断の 4 区分とする。

(6)平成 26 年 12 月 25 日（木）

１２月定例理事会

・コンクリート技士合格者 2,556 名（合格率 29.8%）

・コンクリート主任技士合格者 404 名（合格率 12.1%）

(7)平成 27 年 2 月 27 日（金）

２月定例理事会

・国土交通省　技術者資格登録申請結果の報告があり，橋梁（コンクリート橋）の点検が 1 月 26 日付けで登録された。今後も登録申請に向けた対応を行う。

(8)平成 27 年 3 月 25 日（水）

３月定例理事会

・特になし

以上